

令和3年 第70回臨時会

坂井地区広域連合議会会議録

令和3年5月14日開会

令和3年5月14日閉会

坂井地区広域連合議会

令和3年 第70回坂井地区広域連合議会臨時会 会議録目次

◎第1日目（令和3年5月14日）

○議事日程	2
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○開会の宣告	4
○広域連合長招集挨拶	4
○開議の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○議案第9号から議案第14号の一括上程、提案理由の説明	6
○議案第9号から議案第14号の質疑、討論、採決	7
○閉議の宣告	10
○広域連合長閉会挨拶	10
○閉会の宣告	11
○署名議員	11

1 第70回坂井地区広域連合議会臨時会議事日程

令和3年5月14日（金）
午前10時20分開議

- 開会の宣告
- 広域連合長招集挨拶
- 開議の宣告
- 諸般の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 提案理由の説明

日程第 4 議案第9号 専決処分の承認を求めることについて

（坂井地区広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第 5 議案第10号 専決処分の承認を求めることについて

（坂井地区広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第 6 議案第11号 専決処分の承認を求めることについて

（坂井地区広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第 7 議案第12号 専決処分の承認を求めることについて

（坂井地区広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第 8 議案第13号 令和3年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第1号）

日程第 9 議案第14号 坂井地区広域連合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 閉議の宣告
- 広域連合長閉会挨拶
- 閉会の宣告

2 出席議員（18名）

1番 堀田 あけみ	2番 近藤 哲行	3番 渡辺 竜彦
4番 室谷 陽一郎	5番 上坂 健司	6番 戸板 進
7番 仁佐 一三	8番 吉川 貞明	9番 佐藤 寛治
10番 毛利 純雄	11番 東野 栄治	12番 伊藤 聖一
13番 山川 知一郎	14番 川畑 孝治	15番 畑野 麻美子
16番 北島 登	17番 田中 千賀子	18番 卯目 ひろみ

3 欠席議員（0名）

なし

4 地方自治法第121条により出席した者

広域連合長 佐々木 康 男	副広域連合長 坂本 憲 男
事務局長 高田 八千代	事務局次長 水嶋 雅 江

5 事務局職員出席者

議会事務局書記 長谷川 浩 幸	議会事務局書記 出店 理 成
議会事務局書記 奥 出 宇 啓	

[一同起立・礼・着席]

◇開会の宣告◇

○議長（渡辺竜彦） ただいまより、第70回坂井地区広域連合議会臨時会を開会いたします。
（午前10時40分）

◇広域連合長招集挨拶◇

○議長（渡辺竜彦） それでは開会にあたりまして、広域連合長から招集の挨拶があります。佐々木康男広域連合長。

○広域連合長（佐々木康男） 本日ここに、第70回坂井地区広域連合議会臨時会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。新型コロナウイルス感染症が確認されてから、既に一年以上が経過しておりますが、その脅威は一向に衰えず、変異株の感染拡大に伴い、引き続き警戒が必要な状況となっております。このような中、施設職員や医療従事者の方々には感染症対策はもとより、ワクチン接種にもご尽力をいただいております。敬意を表しますと共に、心より感謝申し上げます。議員各位におかれましては、制限される日常生活での支障や、さらなる新型コロナウイルス感染症対策など、公私ともにご多忙のところ、ご参集をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新年度に入り、第8期介護保険事業計画がスタートいたしました。2025年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に加え、さらに2040年を見据えると、介護サービス需要のさらなる増加・多様化や、地域ごとの介護ニーズへの対応が求められています。当広域連合といたしましても、高齢化が進展していく中、要支援・要介護状態となっても重度化しないよう、また、可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことが出来るように、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んで参りますので、議員皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。ご案内のとおり、本臨時会におきましては、専決処分に関するもの4議案、令和3年度補正予算に関するもの1議案、条例の改正に関するもの1議案、計6議案の審議をお願いするものであります。議案の内容につきましては、後程ご説明を申し上げますが、何とぞ慎重なご審議をいただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。招集のご挨拶といたします。

◇開議の宣告◇

○議長（渡辺竜彦） 本日の出席議員数は18名です。よって会議の定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◇諸般の報告◇

○議長（渡辺竜彦） 諸般の報告を行います。長谷川議会事務局主事。

○議会事務局主事（長谷川浩幸） それでは、私から諸般の報告を申し上げます。本臨時会に広域連合長より提出されました付議事件は、議案6件であります。本臨時会の説明出席者は、広域連合長以下4名であります。以上でございます。

◇会議録署名議員の指名◇

○議長（渡辺竜彦） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、13番、山川知一郎議員、14番、川畑孝治議員の両名を指名します。

◇会期の決定◇

○議長（渡辺竜彦） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思います。これにご異議はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

◇議案第9号から議案第14号の一括上程、提案理由の説明◇

○議長（渡辺竜彦） 日程第3、提案理由の説明に入ります。

日程第4から日程第9まで、議案6件を一括議題とします。上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 佐々木康男広域連合長

○連合長（佐々木康男） ただいま上程されました議案第9号、専決処分の承認を求めることについてから、議案第14号、坂井地区広域連合介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてまでの6議案につきまして、提案理由を申し上げます。

まず、議案第9号専決処分の承認を求めることについて、坂井地区広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第12号、専決処分の承認を求めることについて、坂井地区広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまでの、4議案について、ご説明を申し上げます。議案第9号から議案第12号までは、厚生労働省令の改正に準じて一部改正したもので、本年3月26日付けで専決処分をしましたので、その承認を求めるものです。共通する改正内容としましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や近年相次ぐ災害を受け、事業所等に感染症への取組みを義務づけるなど、対策を強化するものとなっております。そのほか、居宅介護事業者につきましては、質の高いケアマネジメントの推進、介護サービス事業者等につきましては、介護人材不足を背景に、人員基準や運営基準を緩和した改正となっております。

次に、議案第13号、令和3年度坂井地区広域連合一般会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ220万円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億3,096万4千円とするものです。補正の内容につきましては、衛生費で220万円を増額計上していますが、代官山斎苑雨樋の修繕料で、今年1月の大雪で雨樋が外れ、急を要する修繕のため、計上するものです。

次に、議案第14号 坂井地区広域連合介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。本案は、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置延長に伴い、所要の改正を行うものです。

以上、議案第9号から議案第14号までの提案理由とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺竜彦） 以上で提案理由の説明は終わりました。

◇議案第9号から議案第14号の質疑、討論、採決◇

○議長（渡辺竜彦） 日程第4、議案第9号、専決処分の承認を求めることについて、坂井地区広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を許可します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 討論なしと認めます。これより、議案第9号を採決いたします。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺竜彦） 起立全員です。したがって、議案第9号、専決処分の承認を求めることについて、坂井地区広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり承認されました。

○議長（渡辺竜彦） 次に日程第5、議案第10号、専決処分の承認を求めることについて、坂井地区広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を許可いたします。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 質疑なしと認めます。これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 討論なしと認めます。これより、議案第10号を採決いたします。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺竜彦） 起立全員です。したがって、議案第10号、専決処分の承認を求めることについて、坂井地区広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり承認されました。

○議長（渡辺竜彦） 日程第6、議案第11号、専決処分の承認を求めることについて、坂井地区広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします
本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 討論なしと認めます。これより、議案第11号を採決いたします。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺竜彦） 起立全員です。したがって、議案第11号、専決処分の承認を求めることについて、坂井地区広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり承認されました。

○議長（渡辺竜彦） 次に日程第7、議案第12号、専決処分の承認を求めること

について、坂井地区広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 討論なしと認めます。これより、議案第12号を採決いたします。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺竜彦） 起立全員です。したがって、議案第12号、専決処分の承認を求めることについて、坂井地区広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり承認をされました。

○議長（渡辺竜彦） 次に日程第8、議案第13号、令和3年度坂井地区広域連合一般会計補正予算第1号を議題といたします。

本案に対する質疑を許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 討論なしと認めます。これより、議案第13号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺竜彦） 起立全員です。したがって、議案第13号、令和3年度坂井地区広域連合一般会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡辺竜彦） 日程第9、議案第14号、坂井地区広域連合介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） なしと認めます。これより、議案第14号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺竜彦） 起立全員です。したがって、議案第14号、坂井地区広域連合介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◇閉議の宣告◇

○議長（渡辺竜彦） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これにて会議を閉じます。

◇広域連合長閉会挨拶◇

○議長（渡辺竜彦） 広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○広域連合長（佐々木康男） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、大変お忙しい中、慎重なご審議をいただきまして、誠にありがとうございます。また、提出いたしましたすべての議案、それぞれ妥当なご決議を賜りましたことに心から感謝を申し上げます。なお、本会議を通じ、論議のありましたご意

見等につきましては、これを十分に踏まえ、今後の広域連合運営に万全を期してまいります。最後になりますが、これから暑い日が予想されますので、議員各位におかれましては、お体には十分ご留意いただき、引き続き当広域連合の運営に対しご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◇閉会の宣告◇

○議長（渡辺竜彦） これをもちまして、第70回坂井地区広域連合議会臨時会を閉会します。

[一同起立・礼]

午前10時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、上記会議の顛末を証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議長

議員

議員